

はじめに

1. インドネシア : インドネシア投資調整庁(BKPM)の規則の改正について
 2. タイ : 新投資奨励制度の実施スケジュールの公表
 3. マレーシア : インターネット商取引の規制
- 今号のコラム -ベトナム-

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 16 号(2013 年 6 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア: インドネシア投資調整庁(BKPM)の規則の改正について

2013 年 4 月、インドネシア投資調整庁(BKPM)長官は、「資本投資の許認可・非許認可の指針及び手続に関する規則」(「新規則」)を制定し、従前の投資申請の指針及び手続に関する BKPM 長官規則 2009 年 12 号を改正して、投資手続につき一定の簡素化・明確化を図りました。主な改正点の一部を以下のとおりご紹介します。

許認可: 従来は、会社設立のために投資登録(investment registration)が必要であり、さらに、課税上の優遇措置を受ける場合には原則許可(principle license)が必要でした。しかし、新規則では投資登録は廃止され、原則許可が会社設立と課税上の優遇措置を受けるために必要となりました。

最低投資金額: 外資会社(PMA Company: 外国人、外国企業又は外資会社の出資を受けている会社)の最低投資金額は、土地建物を除いて 100 億ルピア超(又はこれに対応する米ドル相当額)(現在の為替レートで約 1 億円)とされました。なお、BKPM の明文化されていない内部方針によれば、当該投資金額は、1:3 の資本負債比率により、総投資金額の 3/4 までは借入れによる投資金の調達を認められています。そして、外資会社の最低払込資本金額は 25 億ルピア(又はこれに対応する米ドル相当額)(約 2,500 万円)とすることが明文化されました。また、一株主の保有する株式の最低額面金額は 1,000 万ルピア(又はこれに対応する米ドル相当額)(約 10 万円)とされました。これに対し、内資会社(PMDN Company: 外国人、外国企業又は外資会社の出資を受けていない会社)の最低投資金額は 5 億ルピア(約 500 万円)とされました。

ダイベストメント義務: 従来、外資会社が負担していた、一定の期間内にその株式の一部を内国人又は内資会社に譲渡する義務(ダイベストメント義務)について、新規則の下でも、新規則の公布日前に発行された投資の許認可証にダイベストメント義務が規定されている外資会社は、引き続き同様の義務を負うこととされました。期限までに適切な譲渡先(ビジネスパートナー)を見つけれない場合、その期限について 2 年間の延長を申請することができます。

上場会社の支配権変動: 新規則上、上場会社の支配株主((i)会社の株式の 50%超を保有している株主、又は(ii)会社の運営又は経営方針を、何らかの手段で直接又は間接に決定することができる株主)に 1 名でも外国人、外国企業又は外資会社がいる上場会社は外資会社とされ、また、外資会社である上場会社の支配株主の変動の場合、原則許可又は原則許可の変更許可が必要となりました。

施行日・経過措置:新規則の施行日は2013年5月27日です。施行日前に申請されたもののまだ許認可が出されていない場合、新規則に定める手続きにより許認可が出されます。なお、施行日前に既に出された許認可については、その期限まで当該許認可が有効に存続するものとされています。

弁護士 田中 光江
(Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所出向中)
✉ mitsue@akhh.com

弁護士 埴 晋
✉ susumu.hanawai@mhmjapan.com

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ aki.tanaka@mhmjapan.com

2. タイ: 新投資奨励制度の実施スケジュールの公表

2013年5月22日、タイ投資委員会(「BOI」)が、BOIによる新投資奨励制度について、2013年12月までに内容を確定し、2015年1月1日付で施行する予定であることを公表しました。

新投資奨励制度は、従来、早ければ2013年6月頃に施行されるものとされていましたが、新制度の明確性及び透明性を高める必要があることに加え、投資企業に対して、新制度に適切に対応するための十分な準備期間を設ける必要があることから、上記のとおり予定を延期したものです。

新制度の主な変更点としては、①投資奨励の対象について、現行制度ではほぼすべての産業を奨励の対象としているところ、新制度では10種類の特定産業に限定したこと、②新しい投資集積地を形成するため、現行のゾーン別奨励から地方における産業クラスター形成の奨励へと移行すること、③タイに有益な事業への投資奨励を目的として、基本的な恩典を縮小する一方で、タイへの競争力強化に役立つ事業への権利恩典を拡大するメリットベース基準を採用したことの3点が挙げられています。しかしながら、今回の予定延期の背景として、産業界や外国商工会議所などから多くの異論が出されたことも影響していると思われるため、具体的な変更内容については今後さらに見直しが行われるものと思われます。

なお、新制度施行後も、現行制度において承認を受けている恩典については、その期限終了まで維持することとされています。

今後タイへの投資を検討するにあたっては、現在改正が審議されている新制度の内容を注視する必要があります。また新制度の下で投資奨励の対象から除外されることとなる業種については、新制度が施行される前に投資を実行することを検討することも考えられます。

弁護士 二見 英知
(Chandler & Thong-ek 法律事務所出向中)
✉ hidetomo@ctlo.com

弁護士 茨木 雅明
☎ 03-6266-8927
✉ masaaki.ibaragi@mhmjapan.com

3. マレーシア: インターネット商取引の規制

マレーシアでは、2013年7月1日から、1999年消費者保護法(Consumer Protection Act 1999)の下位規範である2012年電子商取引に関する消費者保護規則(Consumer Protection (Electronic Trade Transactions) Regulations 2012)が施行されます。同規則は、近時のインターネットにおける商取引とこれに伴う詐欺等の被害の増加を受け、より安全な商取引環境を確保し、それにより消費者保護を図ることを目的として、インターネット商取引について規制を加えるものです。

同規則による具体的な規制内容は以下のとおりです。

- ① ウェブサイトを通じて又はインターネット市場において、商品・サービスの提供事業を行う者(「インターネット商取引業者」)は、同事業を行うウェブサイト上に、当該事業者の名称、事業登録番号(もしあれば)、E-mail アドレス、電話番号又は住所、対象商品・サービスの主たる特徴、代金全額(送料、税金その他の費用を含む)、支払方法、取引条件、買主への引渡予定日を開示しなければならない。これらの開示項目について、虚偽又は誤解を招く情報開示を、それと知りながら又は知り得べきときに行ってはならない。
- ② インターネット商取引業者は、買主が、注文確認前に、誤りの訂正をできるよう適切な措置を講じるものとし、また、注文を受領した場合には注文内容を遅滞なく買主に対し知らせなければならない。
- ③ インターネット上の取引の場を提供するインターネット市場運営業者は、その運営するインターネット市場において商品・サービスの提供事業を行う者の名称、電話番号、及び住所に関する記録を2年間保管するため合理的な措置を講じなければならない。

上記の規制に違反した業者には、消費者保護法上、5万リンギット(現在の為替レートで約150万円)以下の罰金に加えて又はこれに代えて3年以下の懲役に科されることがあります。なお、会社による違反の場合には、10万リンギット(約300万円)(再犯の場合には20万リンギット(約600万円))以下の罰金が科され得ます。さらに、有罪判決後も違反が継続する場合には、違反業者に対して、違反が継続する日1日につき1,000リンギット(約3万円)以下の罰金が追加で科されることがあります。

弁護士 秋本 誠司

☎ 03-5220-1818

✉ seiji.akimoto@mhjapan.com

弁護士 佐伯 優仁

☎ 03-6266-8523

✉ masahito.saeki@mhjapan.com

弁護士 佐藤 貴哉

☎ 65-6593-9759 (シンガポール)

☎ 03-6266-8543

✉ takaya.sato@mhjapan.com

今月のコラム -ベトナム-

ご好評につき(?) 早くも第3回目を迎えましたアジア諸国におけるアルコール事情、今回はベトナム編です。



ハノイの町を歩いていると、どこでも目にするローカル版ビアホール、ビアホイ (Bia Hoi) は、今やベトナムを代表する名物のひとつといえるのではないのでしょうか。週末ともなると、人気店は、まだ日の高い時間から、赤ら顔の大声で喚く酔客たちに埋め尽くされ、そこかしこから、「モ、ハイ、バー、ヨー！」(1、2、3、乾杯!) の威勢の良い掛け声が聞こえてきます。ここで提供されるのは現地の生ビールで、ローカルフード(お店によって異なりますが、麺、ご飯、鍋などバラエティ豊富です)をつまみにひたすら飲みます。

ビールはアルコール度数4%程度と低く(ビアホイとはベトナム語で空気のように軽いビールという意味があるようです)、また、1杯5,000-10,000ドン(約23円から46円!)という超お手頃価格も手伝い、どんどん飲

めてしまいます。

このビアホイの存在からも分かりますが、ベトナム人は、日本人と同じくらいビール好きで有名です。国民一人当たりのビール消費量は、アジア全域で日本、中国に次ぐ3番目、東南アジアでは1番目とされています。9,000万に達しようという人口規模、人口に占める若年齢層の多さ、近時の可処分所得の向上なども背景として、ベトナムのビール市場は今後も大きな成長が見込まれており、近時、日系を含む外資ビールメーカーによるベトナムビール市場への投資拡大の傾向が顕著にみられます。

このようなベトナムのビール市場の活況からすると、将来、ビアホイで日本のビールが飲める日もそう遠くないのかもしれませんが。



(弁護士 佐藤 貴哉)

セミナー・文献情報

➤ セミナー 『他の東南アジア諸国と比較するタイの M&A と合併の留意点』

開催日時 2013年7月5日(金) 16:20~18:00

講師 江口 拓哉

主催 日経 BP 社 日経ビジネスオンライン 課長塾、日経 BP ビジヨナリー経営研究所

➤ 論文 『インドビジネス法務解説(1)「労働者保護に手厚いインド労働法の概要」』

掲載誌 月刊ザ・ローヤーズ

著者等 小山 洋平

- 論文 『契約書のありがちな落とし穴をカバーする クロスボーダー取引の仲裁条項作成ポイント』
掲載誌 旬刊 経理情報
著者等 落合 孝文、渥美 雅之

- 論文 『ミャンマーにおける M&A 法制』
掲載誌 旬刊商事法務
著者等 武川 丈士、小松 岳志、梅津 英明、文堂 友寛

News

- 「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告」が法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイトに掲載されました
当事務所の弁護士が関与した「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告」が、法務省ウェブサイトの法務総合研究所国際協力部のページに掲載されました。この報告書は、法務省法務総合研究所国際協力部から委託を受けて、ミャンマーの民商事の基本的な法律（会社法、債権法、労働法、物権法、民事訴訟・仲裁法・外国投資法制）について調査した結果を約 240 頁にわたって報告したものです。

- Asian Legal Business に小松 岳志 弁護士のコメントが掲載されました
Asian Legal Business (North Asia Edition) May 2013 の記事において、小松 岳志 弁護士のコメントが掲載されました。

- ASEAN の知的財産権に関する報告書が日本貿易振興機構 (JETRO) のウェブページに掲載されました
当事務所の弁護士が関与した ASEAN の知的財産権に関する報告書が、日本貿易振興機構 (JETRO) のウェブページに掲載されました。